

令和6年度石川県交通安全対策会議（書面会議）の概要について

1 審議事項

令和6年度石川県交通安全実施計画（案）

2 書面表決の実施状況

令和6年7月12日までに各委員に対し、令和6年度石川県交通安全実施計画（案）について意見を求めたところ、下記のとおり委員から意見があった。

3 委員の意見

(1) 八木委員から、第1章 道路交通の安全に関する施策、第3節 安全運転の確保、第3項 交通労働災害の防止等の記載内容に関して、

1 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導

自動車運転者の労働条件の確保を図り、あわせて交通事故防止に資するため、令和6年4月に改正された自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）により監督指導を行う。

特に、社会的問題となる交通事故を発生させた事業場に対する監督指導を強化するとともに、交通事故に関する情報の収集、提供を行う。

3 関係行政機関、事業主団体等との連携

(3) 各地区警察署管内で行われる、安全運転管理者等法定講習会に講師を派遣し、時間外労働の上限規制、改善基準、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

(4) 北陸信越運輸局石川運輸支局及び一般社団法人石川県トラック協会と連携し、合同で講習会を開催するなどして時間外労働の上限規制、改善基準等の周知を図る。

(5) 労働時間管理適正化指導員による巡回指導において、道路貨物運送事業者、道路旅客運送事業者に対して、時間外労働の上限規制、改善基準の遵守を指導する。

(6) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部が行う交通労働災害防止担当管理者教育講習等に講師を派遣し、受講者に対して「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

に修正してほしいとの意見があったことから、上記内容で修正した。

(2)大島委員から、第1章 道路交通の安全に関する施策、第2節 交通安全思想の普及徹底、第1項 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の記載内容に関して、

1 交通安全教育の徹底

(7) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

- ③ 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行い、特定小型原動機付き自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメット着用の促進を図る。

に修正してほしいとの意見があったことから、上記内容で修正し、また、第1章 道路交通の安全に関する施策、第2節 交通安全思想の普及徹底、第2項 交通安全に関する普及啓発活動の推進の記載内容に関して、

5 自転車の安全利用の推進

(9) 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行い、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の促進を図る。

に修正してほしいとの意見があったことから、上記内容で修正した。

(3)真鍋委員から、「地震、豪雨、豪雪等の災害に備えた道路交通環境の整備にっそう取り組んで頂きたいと思います」との意見があったことから、それを踏まえ、第1章 道路交通の安全に関する施策、第1節 道路交通環境の整備、第6項 災害に備えた道路交通環境の整備の記載内容に関し、

1 災害時に備えた道路の整備

(2) 大規模地震等災害発生時に防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の通行が確保されるよう、順次耐震補強を実施するとともに、無電柱化を推進する。

と修正した。

4 令和6年度石川県交通安全実施計画の決定

令和6年7月18日、本計画を決定した。